

徳島県警察本部告示第3号

平成31年徳島県警察本部告示第2号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する件）の一部を次のように改正し、令和2年7月1日から施行する。

令和2年6月30日

徳島県警察本部長 根本 純 史

本則の表運転免許試験の項中「徳島県運転免許センター」の次に「、阿南運転免許センター、阿波運転免許センター」を加える。